



Title	岸総理大臣第1次訪米関係一件 岸・マッカーサー予備会談(於東京) 第1巻(五月二十日会談 外務省外交史料館レファレンス番号: nd)
Author(s)	-
Citation	平成30年度外交記録公開 公開日: 2018年12月19日 外務省外交史料館管理番号: A'.1.5.0.4-1 CD・DVD番号: H30-001
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/44167
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

五月二十日

大 巨

五月二十日岸総理、マツカーサー米大使会談要旨

(昭和三二 五二〇 アメリカ局長)

五月二十日午後二時三十分岸総理は、マツカーサー大使を招致し、十八日マ大使から申出のあつた沖繩統治に関する大統領令及び中共貿易統制の二問題について約一時間の間会談した。(カーペンター書記官、大野次官、千葉アメリカ局長、竹内文書課長同席)

沖繩統治に関する大統領令の件

岸総理より、別紙甲号のとおり本大統領令の制定は米國施政の恒久化の印象強きため、国論を刺戟するので適当と思われず、米側の再考を求めたい旨述べた。これに対し

マ大使 米政府は本令を制定することを余儀なくされている。予算の関係からも、また国会における審議の経過からしても、この統

一命令を出すことはコミットメントになつておると承知しておるが、このことは前回御説明したところである。総理はとにかく訪米の際、大統領と話されるまではなにもしないでもらいたいという御意向と承知してよいか。こう申すのは決して本令の制定についてその可否につきお話しする余地が全くないとの意味ではなく、起るべき重要な反響はすでに検討し承知しておる。ワシントン会谈の結果として絶対になんらの変更も考えられないというわけではないが、統一命令を出すことについては、国会に対してコミットしておることを明らかにしておきたい。軍の機構改革に伴つて今後の民政長官の任命及び任地についても規定が必要である。総理がその希望ならば訪米前には公布されないよう強く上申し、そうすれば同意は必ずやえられると思う。しかしこれを停止する

可能性があるかどうかについて総理をミスリードしたくない。

総理 沖縄の問題は非常に難しい問題で、これが解決についての私の考えは先般卒直に述べた。急速に解決をうることの難しいことを承知している。しかし大統領令制定のことは日米両国間の大きな問題で、国民感情を刺戟する関係上非常にまずい。米側には計画があり、やむをえない事情もあると思うが、重大な問題であるので、大統領令に会ったときに卒直にこの大統領令が思わしくないことについて話したい。

マ大使 わが方においては日本側にできるだけの協力をし、日米関係の改善に努めたい次第であるので、一昨日から大統領令のタイミングについて御相談しておる次第である。最近地方において起つた事故により日米間に紛擾が起らんとし、米側の内部において

は未だ収まつていないが、日米間ではとにかく打開をみておる（相馬カ原事件を指すものと思われる）。この事件については米側は協力したい気持で臨んだ次第である。大統領領令のことについては、総理に誤解を与えるようなことは申したくない。私は本令の制定を中止する可能性があるとは考えておらない。総理のお話は本国につぶさに伝えるが、訪米前にこのことについて御相談するわれわれの趣旨は御了承願いたい。

総理 私の申上げたのは、訪米前でも後でも同じように困るといふことである。しかしどうしても変更できないならば、事前の方がよい。ワシントンで話し合いをした結果としてこのことが決つたといふことになつては国内的にますます困ることとなる。

マ大使 長期にわたる日米関係の見地から総理の熟慮の上の御判断

を伺いたい次第である。日米両国がパートナーとして協力してゆく以上、前がよいか後がよいか総理のお考えを伺つて決意したのであるが、お示しがあればそれに従うことになると思う。相互的なパートナーシップを確立するためには当面のことばかりでなく、長期の抱括的な立場から日米関係に及ぼす影響を考えなければならぬと思う。

総理 根本的には前でも後でもいずれでも困る。しかしどうしても出さねばならないということであるならば、これは私自身の問題だけではなく、ワシントン会談が日米関係によい結果をもたらしたという印象を日本国民に与えねばならない。本令がもし訪米後に出るということになれば、その印象は出ないと思う。帰つてきた上でこれが出るとなれば、しかも七月一日直前ならば、国民

非常な失望を与えることになる。これは日米全般の關係によくないことと思う。

マ大使 政令の制定は七月一日以前でなければならぬということはない。七月末まで国会の会期が続くので、少くともそれまでは待てると思う。私から七月末といつてやれば、七月末にすることもできることと思う。

総理 どうしても出さねばならないならば、訪米前にして貰いたい。そして次は政令の内容にふれるが、前文の表現をあらためて貰いたい。ダレス長官がしばしばいつておることであるが、これがこの政令にはつきりであることは望ましくない。

次官 手を加えることはできるか。

マ大使 私の知っている限りでは、大統領令を出す明確な約束になら

つており、それは国会の会期末までにしなければならぬ。卒直に申して御質問には答えられない。しかし総理の前文についての御意見は報告する。恒久化の意味に（*Connotation of permanency*）とられることをさけることは甚だ難しい。

総理 要するに「極東の持続的な情勢云々」といわず、単に「平和条約第三条に基き」とだけいえば十分ではないか、前者はダレス長官がしばしばいつており、また奄美大島返還に関する国会の決議に関する米側回答にもある。このようにすでににはつきりしているので、このことを再びこの政令の前文に出す必要はないと思う。

マ大使 いずれにしても大統領令の制定を好まないことはわかつたが、総理が次にもつとも問題とされる点は前文であるか。

総理 本令は内容的には従来の関係を変えるものでないと承知して

いる。しかし大統領令に格上げして新たに権威をつけることは政治的に面白くない。さらに前文の表現も望ましくない。政令そのものを止めて貰うことがもつとも望むところであるが、それができなければ、前文を直して貰いたい。難しいことであるかも知れないが、是非われわれの考えを本国に伝えられたい。またどうしても政令を出すことがされなければ訪米前がよろしく、その場合前文についてだけはなんとか考慮して貰いたい。

マ大使 直ちに総理のお考えを本国に通報する。今日御相談したのは総理の御高見 (wisdom) を伺つて、なにか御協力しようという意図による。短期の利害ばかりでなく、長期にわたる日米関係に及ぶ影響を慎重に考慮しなければならぬと思う。

最後に総理のおおせられたことを要約すれば次のようなことに

なると思うが、御確認願いたい。

一 大統領令が発出せられないことを望む、もし必要さくべからざるものでなければ、

二 やむをえざるものならば早い方がよい。

三 前文を変えて貰いたい。国民感情を刺戟する *Commotion* があるから、

四 前文に変更があるうとなかろうと総理訪米前に大統領令を発出することが望ましい。

(総理、右に同意を表示する。)

総理は御承知のとおり毎年多数の大統領令が発出される。これを処理することはわれわれの仕事であつて、おわずらわせしたわけであるが、御了承を願う。

次いで会談は中共貿易制限の問題に移る。(この分の会談録は別に調製する。)

最後にマ大使より、総理の忌憚ない御所見を伺えたことにつき感謝し、夜分飛行場に見送りたいと思つたが、外交団長と相談の上と
り止めることとしたこと、及び総理の東南アジア諸国訪問旅行がこ
れら諸国と日本との関係の緊密化をもたらすのみならず、日米関係
にも寄与することと償する旨歓送の挨拶を述べて辞去した。

別紙 甲号（和文）

十八日提示の大統領令のサマリーを取急ぎ検討した。私の訪米に先立ち、大統領令の制定、特にその時期に関し、意見を求められた心遣いは多とするものである。

沖繩問題に関する私の見解は、すでに貴大使との今までの会談において卒直に申述べたとおりであり、私が訪米の際、ワシントンでアイゼンハワー大統領にお話ししようと思つてゐる次第である。この大統領令の制定は、この問題に重要な影響を及ぼすものと思われ。沖繩における施政権の問題が、沖繩の現地においても、また日本本土においても注目されているこの際、従来個々に存在した幾つかの行政命令を一本の大統領令に制定することは、卒直に申して適

当とは思えない。

大統領令の制定は、米国がいよいよ沖縄における米国の施政を恒久化しようとしているのではないかとの印象を与えるであろう。また沖縄住民の自治に対する各種の制限で、従来明白に知られていなかったものが、明文をもつて一挙に明らかになる結果、日本における批判をますます刺戟することとなることが憂慮される。

結論として、このような大統領令を制定することは、日米関係からみれば、それによりえられるかもしれない利益に比較して、著るしい政治的不利益をもたらすものであると考える。よつて本大統領令の制定をとり止めるよう、切に米国政府の再考を求めたい。